

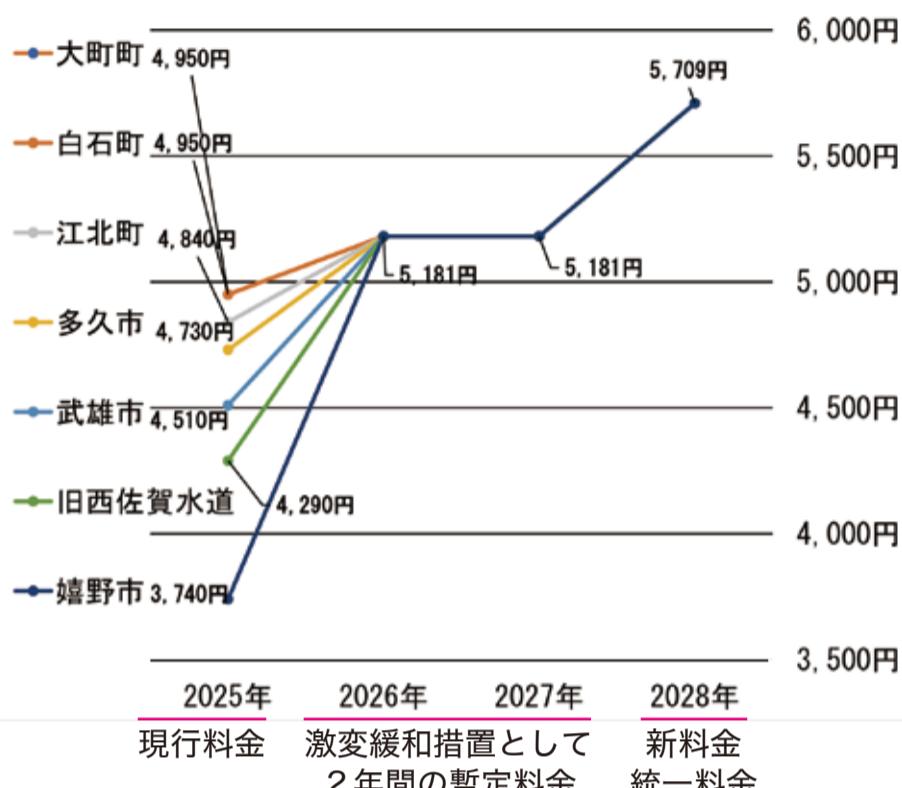
水道料金の大幅値上げはストップを

4市3町の首長、来年4月から賛成多数で強行



江原一雄の市議会報告

佐賀西部広域水道企業団水道料金の現行料金と新料金
(税込月額) (使用水量 20 m³)



武雄市は、現行料金20トン税込み4,510円・から新料金5,709円

新聞報道によると、武雄市が加入する佐賀西部広域水道企業団は、11月4日、5市3町の首長で構成する議会を開催し、賛成多数で大幅な水道料金の値上げ案が強行可決されています。

**賛成多数で
強行は許されない**
—小城市長、江北町長は反対—

4日、開催された佐賀西部広域水道企業団議会に参加し道事業から2020年（令和

た首長で反対は、小城市と江

北町の2名です。賛成した首

長は、武雄市、嬉野市、多久市、

大町町、白石町の5名です。

この間、武雄市は単独の水

道事業から2020年（令和

うなものではないでしょう

市民にとっては今回の値上げ

については突然降ってきたよ

うなものではないでしょう

か。

今般、物価高騰のなか、公共料金である水道料金が値上げされることは家計にも営業にも大きなしわ寄せです。

今回の値上げの理由に、水道事業の取り巻く環境は、人口減少や、事業費の増大、施設管路の老朽化、耐震化など

目的には、「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ

合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成すること

によって、清浄にして豊富低

廉な水の供給を図り、もって

公衆衛生の向上と生活環境の

改善とに寄与することを目的

とする」とされ、水の清浄・

改正するとの説明で、国から

と言われています。

しかし、水道法の第1条の

目的には、「この法律は、水

道の布設及び管理を適正かつ

合理的ならしめるとともに、

水道を計画的に整備し、及び

水道事業を保護育成すること

によって、清浄にして豊富低

廉な水の供給を図り、もって

公衆衛生の向上と生活環境の

改善とに寄与することを目的

とする」とされ、水の清浄・

日本共産党武雄市委員会
武雄市武雄町大字武雄4092-1
電話(23)1493
武雄市議会議員江原一雄
携帯090-2084-6402
生活相談はお気軽にご相談ください

JCP 武雄 検索

スクープ連発

しんぶん赤旗

日刊●月3497円
日曜版●月990円

2年
度)から
佐賀
西部
広域
水道
企
業
団
に
加
入
す
る
の
で
事
業
の
詳
細
に
つ
い
て

立ち入り検査等を通じ水道法
令等に従い、資産維持費を水
道料金設定の基礎に含めるな
ど適正な水道料金を設定する
よう指導や指摘があつてい
る。従つて適正な水道料金に
改正するとの説明で、国から
と言われています。

しかし、水道法の第1条の
目的には、「この法律は、水
道の布設及び管理を適正かつ
合理的ならしめるとともに、
水道を計画的に整備し、及び
水道事業を保護育成すること
によって、清浄にして豊富低
廉な水の供給を図り、もって
公衆衛生の向上と生活環境の
改善とに寄与することを目的
とする」とされ、水の清浄・

改正するとの説明で、国から

と言われています。

しかし、水道法の第1条の

目的には、「この法律は、水

道の布設及び管理を適正かつ

合理的ならしめるとともに、

水道を計画的に整備し、及び

水道事業を保護育成すること

によって、清浄にして豊富低

廉な水の供給を図り、もって

公衆衛生の向上と生活環境の

改善とに寄与することを目的

とする」とされ、水の清浄・

立ち入り検査等を通じ水道法
令等に従い、資産維持費を水
道料金設定の基礎に含めるな
ど適正な水道料金を設定する
よう指導や指摘があつてい
る。従つて適正な水道料金に
改正するとの説明で、国から
と言われています。

しかし、水道法の第1条の
目的には、「この法律は、水
道の布設及び管理を適正かつ
合理的ならしめるとともに、
水道を計画的に整備し、及び
水道事業を保護育成すること
によって、清浄にして豊富低
廉な水の供給を図り、もって
公衆衛生の向上と生活環境の
改善とに寄与することを目的
とする」とされ、水の清浄・

立ち入り検査等を通じ水道法
令等に従い、資産維持費を水
道料金設定の基礎に含めるな
ど適正な水道料金を設定する
よう指導や指摘があつてい
る。従つて適正な水道料金に
改正するとの説明で、国から
と言われています。

しかし、水道法の第1条の
目的には、「この法律は、水
道の布設及び管理を適正かつ
合理的ならしめるとともに、
水道を計画的に整備し、及び
水道事業を保護育成すること
によって、清浄にして豊富低
廉な水の供給を図り、もって
公衆衛生の向上と生活環境の
改善とに寄与することを目的
とする」とされ、水の清浄・

立ち入り検査等を通じ水道法
令等に従い、資産維持費を水
道料金設定の基礎に含めるな
ど適正な水道料金を設定する
よう指導や指摘があつてい
る。従つて適正な水道料金に
改正するとの説明で、国から
と言われています。

しかし、水道法の第1条の
目的には、「この法律は、水
道の布設及び管理を適正かつ
合理的ならしめるとともに、
水道を計画的に整備し、及び
水道事業を保護育成すること
によって、清浄にして豊富低
廉な水の供給を図り、もって
公衆衛生の向上と生活環境の
改善とに寄与することを目的
とする」とされ、水の清浄・

立ち入り検査等を通じ水道法
令等に従い、資産維持費を水
道料金設定の基礎に含めるな
ど適正な水道料金を設定する
よう指導や指摘があつてい
る。従つて適正な水道料金に
改正するとの説明で、国から
と言われています。

しかし、水道法の第1条の
目的には、「この法律は、水
道の布設及び管理を適正かつ
合理的ならしめるとともに、
水道を計画的に整備し、及び
水道事業を保護育成すること
によって、清浄にして豊富低
廉な水の供給を図り、もって
公衆衛生の向上と生活環境の
改善とに寄与することを目的
とする」とされ、水の清浄・

立ち入り検査等を通じ水道法
令等に従い、資産維持費を水
道料金設定の基礎に含めるな
ど適正な水道料金を設定する
よう指導や指摘があつてい
る。従つて適正な水道料金に
改正するとの説明で、国から
と言われています。

しかし、水道法の第1条の
目的には、「この法律は、水
道の布設及び管理を適正かつ
合理的ならしめるとともに、
水道を計画的に整備し、及び
水道事業を保護育成すること
によって、清浄にして豊富低
廉な水の供給を図り、もって
公衆衛生の向上と生活環境の
改善とに寄与することを目的
とする」とされ、水の清浄・

立ち入り検査等を通じ水道法
令等に従い、資産維持費を水
道料金設定の基礎に含めるな
ど適正な水道料金を設定する
よう指導や指摘があつてい
る。従つて適正な水道料金に
改正するとの説明で、国から
と言われています。

しかし、水道法の第1条の
目的には、「この法律は、水
道の布設及び管理を適正かつ
合理的ならしめるとともに、
水道を計画的に整備し、及び
水道事業を保護育成すること
によって、清浄にして豊富低
廉な水の供給を図り、もって
公衆衛生の向上と生活環境の
改善とに寄与することを目的
とする」とされ、水の清浄・

立ち入り検査等を通じ水道法
令等に従い、資産維持費を水
道料金設定の基礎に含めるな
ど適正な水道料金を設定する
よう指導や指摘があつてい
る。従つて適正な水道料金に
改正するとの説明で、国から
と言われています。

しかし、水道法の第1条の
目的には、「この法律は、水
道の布設及び管理を適正かつ
合理的ならしめるとともに、
水道を計画的に整備し、及び
水道事業を保護育成すること
によって、清浄にして豊富低
廉な水の供給を図り、もって
公衆衛生の向上と生活環境の
改善とに寄与することを目的
とする」とされ、水の清浄・

立ち入り検査等を通じ水道法
令等に従い、資産維持費を水
道料金設定の基礎に含めるな
ど適正な水道料金を設定する
よう指導や指摘があつてい
る。従つて適正な水道料金に
改正するとの説明で、国から
と言われています。

しかし、水道法の第1条の
目的には、「この法律は、水
道の布設及び管理を適正かつ
合理的ならしめるとともに、
水道を計画的に整備し、及び
水道事業を保護育成すること
によって、清浄にして豊富低
廉な水の供給を図り、もって
公衆衛生の向上と生活環境の
改善とに寄与することを目的
とする」とされ、水の清浄・

立ち入り検査等を通じ水道法
令等に従い、資産維持費を水
道料金設定の基礎に含めるな
ど適正な水道料金を設定する
よう指導や指摘があつてい
る。従つて適正な水道料金に
改正するとの説明で、国から
と言われています。

しかし、水道法の第1条の
目的には、「この法律は、水
道の布設及び管理を適正かつ
合理的ならしめるとともに、
水道を計画的に整備し、及び
水道事業を保護育成すること
によって、清浄にして豊富低
廉な水の供給を図り、もって
公衆衛生の向上と生活環境の
改善とに寄与することを目的
とする」とされ、水の清浄・

立ち入り検査等を通じ水道法
令等に従い、資産維持費を水
道料金設定の基礎に含めるな
ど適正な水道料金を設定する
よう指導や指摘があつてい
る。従つて適正な水道料金に
改正するとの説明で、国から
と言われています。

しかし、水道法の第1条の
目的には、「この法律は、水
道の布設及び管理を適正かつ
合理的ならしめるとともに、
水道を計画的に整備し、及び
水道事業を保護育成すること
によって、清浄にして豊富低
廉な水の供給を図り、もって
公衆衛生の向上と生活環境の
改善とに寄与することを目的
とする」とされ、水の清浄・

立ち入り検査等を通じ水道法
令等に従い、資産維持費を水
道料金設定の基礎に含めるな
ど適正な水道料金を設定する
よう指導や指摘があつてい
る。従つて適正な水道料金に
改正するとの説明で、国から
と言われています。

しかし、水道法の第1条の
目的には、「この法律は、水
道の布設及び管理を適正かつ
合理的ならしめるとともに、
水道を計画的に整備し、及び
水道事業を保護育成すること
によって、清浄にして豊富低
廉な水の供給を図り、もって
公衆衛生の向上と生活環境の
改善とに寄与することを目的
とする」とされ、水の清浄・

立ち入り検査等を通じ水道法
令等に従い、資産維持費を水
道料金設定の基礎に含めるな
ど適正な水道料金を設定する
よう指導や指摘があつてい
る。従つて適正な水道料金に
改正するとの説明で、国から
と言われています。

しかし、水道法の第1条の
目的には、「この法律は、水
道の布設及び管理を適正かつ
合理的ならしめるとともに、
水道を計画的に整備し、及び
水道事業を保護育成すること
によって、清浄にして豊富低
廉な水の供給を図り、もって
公衆衛生の向上と生活環境の
改善とに寄与することを目的
とする」とされ、水の清浄・

立ち入り検査等を通じ水道法
令等に従い、資産維持費を水
道料金設定の基礎に含めるな
ど適正な水道料金を設定する
よう指導や指摘があつてい
る。従つて適正な水道料金に
改正するとの説明で、国から
と言われています。

しかし、水道法の第1条の
目的には、「この法律は、水
道の布設及び管理を適正かつ
合理的ならしめるとともに、
水道を計画的に整備し、及び
水道事業を保護育成すること
によって、清浄にして豊富低
廉な水の供給を図り、もって
公衆衛生の向上と生活環境の
改善とに寄与することを目的
とする」とされ

文化会館大ホール廃止なら 中規模ホール必要の声

6月定例議会で

6月定例市議会で、5名の議員から、文化会館大ホールの解体は止む無しです、が、それに代わる施設として、中規模ホールの必要性を求める声が挙がりました。

江原一雄議員 6月定例議会、文化会館の大ホールの問題について
市長の認識を問いたいと思います。佐賀新聞の報道で「武雄市文化会館大ホール、廃止・解体へ」という記事です。皆

ンで中ホール等の施設に衣替えしてほしいと提案も、ビジョンも示されたところでありました。市長、どのように受け止められたか答弁を求めてます。

小松市長 これまでのプロセスですけれども、12月に一旦立ち止まつて考えたいというふうに議会で表明をし、そしてその後、1月から、様々な文化団体の方も含めて意見の聴取を行つてきました。今、2つの民意があると。1つは、やはり将来の子供たちに負担を残してはいけないという民意と。そして、文化活動をする場所が大事であつて、そういう場として残してほしいと

「そういう状況を考えてですね、大ホールの改修については、ここは一旦、立ち止まつて考えたいというふうに判断をしております」と答弁されました。こども教育部理事の答弁で、「解体、廃止の方針案」のほうでは、ほかの公共施設も含めて機能強化を図るというふうにしておりますので、その具体的な内容については、まだ利用者の方に伝わっていないなかつたと思います」と。やつぱり、初日、傍聴者や関係者の皆さんも多く集まって視聴された、傍聴されたように、今、市長言われたんですけど、まだ市民にとつては納得して

ル、やっぱり文化の殿堂ですよ。それが他の施設に代替できなものなんだと私は思います。だから、この際、私は財政の問題も当然ありますけれども、合併した新武雄市の心のよりどころのホールが絶対必要だというのを本当に強調したいと思うものです。それは、この「文化」というのを辞書やネットで引きますと、人間生活の様式全てに関わるものですね。暮らしの問題、文化の問題、音楽の問題、宗教の問題、政治の問題、人間生活のあらゆるものを総称して文化と。その文化のホールが私は必要だと。県内でも、い

で、できれば、今年度中を目標に方向性を決めていきたい」と、そこまで答弁をしていました。今後の再考をというお話をされけれども、まず一つ、話ですけれども、まず一つ、今、パブリックコメントの実施中だということです。解体されて終わりではありませんと。市内にある施設も活用しますし、しっかりと幅広く皆さんのお意見を聞いて、みんなで考えていくこうというのが今の方針であります。

The image shows the interior of a large hall, likely a multi-purpose hall. The seating consists of red wooden benches arranged in a tiered fashion, facing a stage area. The walls are made of light-colored wood paneling, and there are large windows on the upper level that let in natural light. The floor is made of polished wood.

ふるさと納税返礼品問題、市の対応問われる。太平商会は、福岡高裁で敗訴した。3807万円の契約違反を認めて市に返済すべき。

いない課題だということを受け止めてほしい。

私の思いは、1市2町が合併して、来年20年なんです。市長が、この間、新幹線が開通して、西九州のハブ都市として、キヤツチフレーズを掲げて、そして、市のバスにもキヤツチフレーズを掲載されております「西九州のハブ都市」としてと。その武雄市文化会館のホールというのは、まさに市民の文化のよりどころです。武雄市のこの歴史を考えたら、文明開化、明治維新を踏まえて、鍋島藩武雄領の領地の下で、歴代の本山昌

いろいろ、様々、市町村合併劇が起きました。その地域地域には必要だということです。私は再考を求めたいということとで市長と教育長に答弁を求めていたいと思います。

松尾教育長 ホールのことについてでございますけれども、今度新しく建設をします新文化交流施設には300人収容の多目的ホールの計画をしております。このホールを活用していただいて、音楽、あるいは演劇、ギャラリーなど、いろんな活用、利用ができると思つております。

えて、この6月議会でこうい
う意見が、再考を求める意見
が、やっぱり噴出したという
のは重く受け止めるべきです。
これだけ6月議会で市民も、納
関係者の皆さんも含めて、納
得されていないわけです。再
考を求めているわけですから、
そして、この大ホールの問題、
大ホールを中規模、中ホール
的なものということで、芸術
文化に親しむ、みんなで合併
した武雄市が、市民の皆さん
が寄り集まつて、そういう樂
しめるホールは必要だという
ことを再考してほしいと思
います。